

令和2年11月13日

保護者 各位

上市町教育委員会

インフルエンザ流行に備えた外来診療体制について（Ⅱ-第22報）

このことについて、富山県教育委員会等から令和2年11月9日より発熱等の症状がある場合の外来診療体制が下記および別添のとおり変更になるとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

記

1 発熱患者等への対応

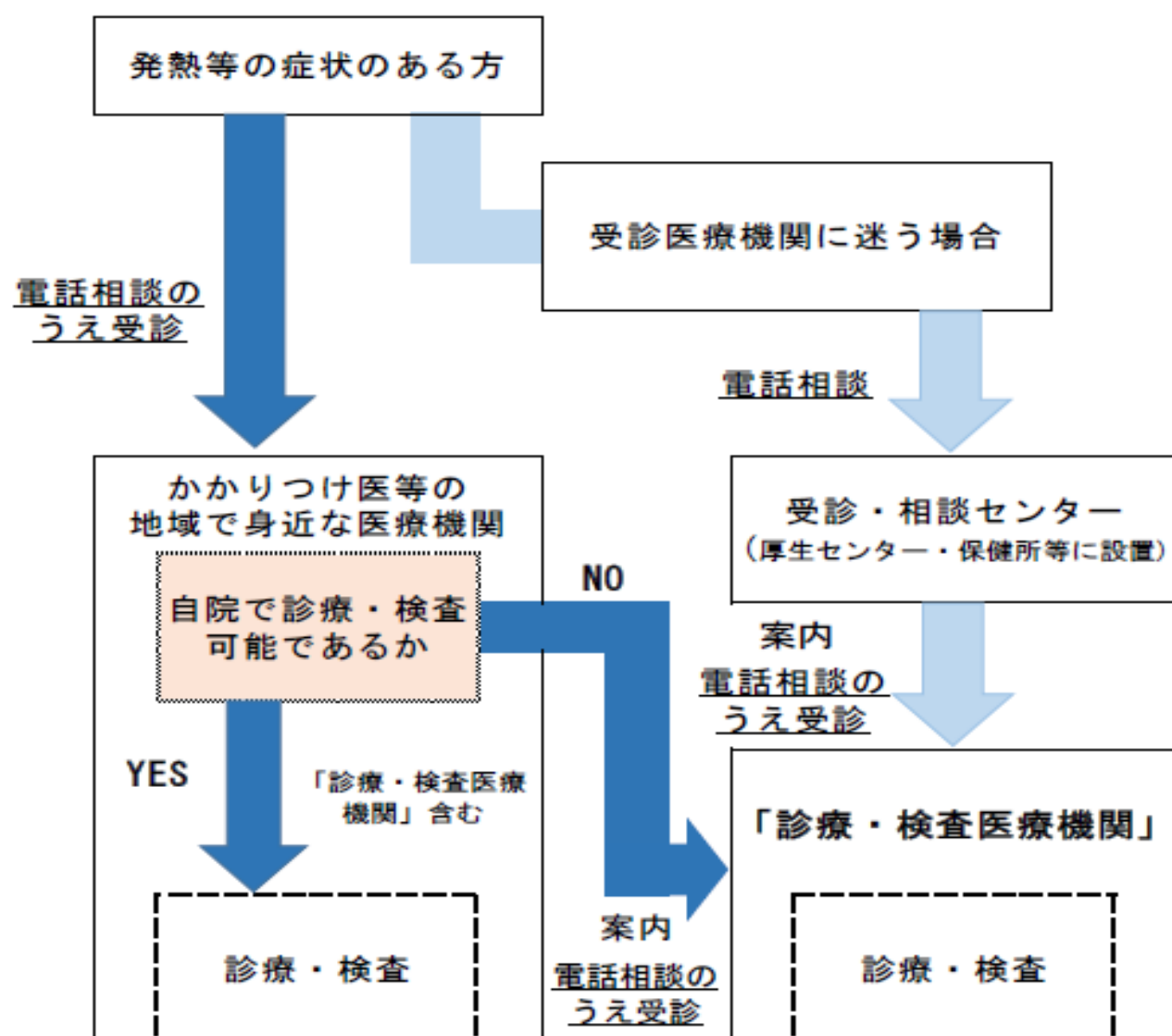
発熱等の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターではなく、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談することとなります。

2 受診・相談センターの設立

発熱等患者が相談する医療機関に迷った場合の相談先として、厚生センター・保健所等に「受診・相談センター」を設置し、診療・検査医療機関を案内します。

※帰国者・接触者相談センターは廃止されます。

＜インフルエンザ流行に備えた外来診療体制図＞（令和２年１１月９日（月）～）



受診・相談センター	電話番号
新川厚生センター	0765-52-2647
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
中部厚生センター	076-472-0637
高岡厚生センター	0766-26-8414
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波厚生センター	0763-22-3512
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山市保健所	076-461-7511

※夜間・休日は、メッセージにより緊急電話番号をご案内します。